

Q61 知的障害のほかに身体障害（左上下肢の麻痺―身体障害者第2種3級）もあるため草履が履けず、着物を着ることもできない20歳の女性が、家業のクリーニング配達の帰りに度々店に引きずり込まれ、わずか2、3ヶ月の間に同一販売店で10着合計800万円もの着物のクレジットが組まされました。どのように対応すればよいのでしょうか。

知的障害者は、クレジット契約の内容や意味を正確に理解しないまま、例えば月1万円で済むからなどと言いくるめられ、多額のクレジットを多数組まされてしまうことがあります。悪質業者の場合、クレジット契約書に署名させられると分かれれば同じ手で何度も繰返し契約させることも少なくありません。

こうした場合でも、知的障害者本人は多額の契約をしたという意識はほとんどなく、販売店の人がしつこかったので書いてしまった、いくら契約書を書いても月1万円で済むとか店で持つので大丈夫といわれたので安心していたという程度の認識しかないことがほとんどです。

知的障害者は、とりわけ数的な認識能力が低い場合が多く、クレジットの契約書の数字の記載だけで、これから負担する多額の負債を認識することは極めて困難です。

従って、そもそも知的障害者に立替払契約を締結させて物品の販売をすること自体、不適格者に対する取引といえます。

また、契約内容やこれから負担する債務の内容を正確に認識していないケースがほとんどです。

こうしたケースで相談・依頼を受けた弁護士としては、

直ちに受任し、代理人として販売店及び信販会社に内容証明郵便で通知し、クレジットの支払を停止すること

療育手帳（第3章Q6参照）の有無・内容、交付年月日等を確認すること

本人の知的障害の程度を正確に把握しておくこと

錯誤無効、詐欺取消や消費者契約法所定の取消権などの検討のほか、

不適切者に対する契約であることを詳細に組み立てておくこと

が肝要です。

販売店は、仕事をしているので取引の適格があるとか、外見上は普通の子にしか見えなかったなどと言いつけます。しかし、具体的な仕事内容をよく聞いてみると、数的な認識能力などの契約に要する能力とはあまり関係のない仕事が多く、上記のクレジット契約の特性からみて、仕事をしていることとクレジット契約の適格があるかどうかとは別問題といわなければなりません。また、外見上の問題についても、契約書にサインさせるまで種々交渉するのですから、本当に販売店が「分からなかった」とは考えられないケースがほとんどです。

結論的には、本人が療育手帳の交付を受けていれば、大部分の場合、（無条件の）合意解約に応じるようです。また、手帳の交付を受けていなくても、通院中であつたり病名があれば、販売店は商品を費消した等特別な事情がない限り、合意解約に応じるケースが多いようです。

なお、知的障害者を食い物にする悪質業者であれば、マスコミへの公表なども考えるべきでしょう。